

見附市立葛巻小学校PTA規約

第1条 (名称・事務局)

この会は、見附市立葛巻小学校PTAといい、事務局を葛巻小学校におく。

第2条 (会員)

この会は、葛巻小学校在学児童の保護者と教職員を会員とする。

第3条 (目的)

この会は、葛巻小学校児童の健全育成を図り、あわせて会員相互の教養を高め親睦を深めることを目的とする。

第4条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

1. 児童の健全育成に関する事項
2. 教育環境整備充実への助成
3. 会員の研修並びに親睦に関する事項
4. その他、この会の目的達成に必要な事項

第5条 (役員)

この会は、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名 (保護者会員より2名、および校長)
3. 学年委員長 6名
4. 常置委員会委員長 5名
5. 会計監査 若干名
6. 幹事 若干名

第6条 (役員の仕事・任期)

役員の仕事および任期は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 学年委員長は、当該学年の事業推進にあたる。
4. 常置委員会の委員長は、各々の委員会の事業の推進にあたる。
5. 会計監査は、会計の監査にあたる。
6. 幹事は、会務ならびに会計を処理する。
7. 役員の仕事は1か年とし、再任は妨げない。ただし、補選による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第7条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長・副会長・会計監査は選考委員会で選考し、役員会に報告、総会の承認を得て決定する。但し、選考委員は会長が委嘱する。
2. 学年委員長は、学年委員の互選により選出する。
3. 常置委員会の委員長は、各委員会で委員の互選により選出する。
4. 幹事は会長が委嘱する。

第8条 (機関)

本会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会

4. 学年委員会
5. 常置委員会

第9条 (総会)

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 総会は、4月末日までに定期総会を開き、次の事項について審議する。
ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開くことができる。

①前年度事業報告並びに決算報告

- ②正副会長の承認
- ③新年度事業並びに予算に関する事
- ④規約改正
- ⑤その他、必要事項

第10条 (役員会)

1. 役員会は、役員並びに教職員の代表をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じ随時開催する。
3. 役員会は、次の事項について審議する。
 - ①総会の企画運営、審議内容に関する承認
 - ②各部の連絡調整に関する事
 - ③その他、重要事項の執行に関する事

第11条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、会長・副会長・幹事をもって構成し、必要によって随時に開催する。
2. 運営委員会は、主として次の事項について審議し、執行する。
 - ①会運営の基本方針に関する事
 - ②渉外に関する事
 - ③緊急事項の処理に関する事
 - ④その他必要事項

第12条 (学年委員会)

1. 学年委員会は、学年で選出された学年委員並びに教職員で構成する。
(学年委員は、原則として8名。)
2. 学年委員会は、必要に応じて随時開催する。
3. 学年委員会は、学年の事業の企画・運営と推進にあたる。
4. 学年委員会は、委員の互選で、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第13条 (常置委員会)

次の常置委員会をおく。

1. 文化教養委員会
2. 保健体育委員会
3. 施設環境委員会
4. 広報委員会
5. 生活指導委員会

第14条 (常置委員会の活動)

1. 文化教養委員会
 - ア 講演会・研修会・講座など会員の教養に関する事
 - イ 学校教育の理解に関する事
 - ウ 学校の文化活動の援助に関する事
2. 保健体育委員会
 - ア 学校の保健体育活動の援助に関する事
 - イ 会員の体力づくりに関する事
 - ウ その他、児童の福祉厚生に関する事

3. 施設環境委員会
 - ア 学校施設設備の改善及び充実への援助に関すること
 - イ 校舎・校地等の保全美化に関すること
 - ウ その他、教育上必要な環境整備の援助に関すること
4. 広報委員会
 - ア 広報誌の発行に関すること
 - イ P T Aホームページに関すること
 - ウ その他、P T A活動の広報に関すること
5. 生活指導委員会
 - ア 校外生活の指導に関すること
 - イ 交通安全に関すること
 - ウ 町内子供会育成に関すること
 - エ 地区内の安全点検とその改善に関すること

第15条（常置委員会の構成）

常置委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 生活指導委員会は、各町内から選出された委員並びに教職員をもって構成する。
2. 文化教養・保健体育・施設環境・広報の委員会は、学年委員並びに教職員をもって構成する。
3. 常置委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第16条（会計）

この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第17条（会計年度）

この会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

昭和23年	7月15日	制定
24年	5月3日	一部改正
25年	6月10日	
29年	5月12日	
30年	4月14日	
32年	5月1日	
39年	2月27日	
41年	6月21日	
55年	4月25日	
62年	4月22日	
平成10年	4月24日	
13年	4月20日	
23年	4月23日	改正

葛巻小学校P T A慶弔内規

第1条 本会は、会員並びに児童に対する慶弔を行う。

第2条 慶弔は、次の場合に行う。

1. 会員が死亡の場合 10,000円、弔電、会長弔問
2. 児童が死亡の場合 10,000円 弔電、会長弔問
3. 会員の家屋が火災の場合 全焼 10,000円
半焼 5,000円
4. その他 必要に応じて、会長・副会長で協議する。

【PTA委員・役員選考にかかわる申し合わせ事項】

<学年委員選出について>

- 1 学年委員は、在学児童一人につき6年間で一回担当することを原則とする。しかし、該当会員の意思による再任は妨げない。
- 2 学年委員と生活指導委員は兼ねることができない。また、生活指導委員の経験は、原則として学年委員の選考には関与しない。
- 3 PTA運営委員（幹事及び会長・副会長）を4年間経験した会員は、その在任中も在任後も原則として「学年委員」に選出されない。ただし、該当会員の意志による立候補は妨げない。
(この事項は、児童数の減少により変更される場合もある。)
- 4 新6年生の学年委員が決まってから、他の学年が選考に入ることを原則とする。
- 5 学年委員長・副委員長は、常置委員会の委員長・副委員長を兼任しない。

<役員 of 幹事選出について>

○幹事は会長が委嘱する。(PTA規約 第7条の4)

- 1 各子供会より「幹事候補」を男女1名ずつ選出する。
 - ・選出基準は、新年度の3学年以下の保護者とする。
 - ・新年度の1～3年生までの児童総数が5名以上の子供会から選出する。ただし、5名未満の子供会からでも、立候補は妨げない。
 - ・各子供会は10月末日まで「幹事候補」を決定し、PTA事務局(教頭)へ報告する。
- 2 選考委員会を開き、各子供会から選出された「幹事候補」の中から、「幹事」を原則として男女1名ずつ選考する。
 - ・第1回選考委員会の開催は、11月末頃とする。
- 3 「幹事」に選出された保護者のいる子供会は、その在任期間中は、その幹事が、男性の場合は「男性幹事候補」を、女性委の場合は「女性幹事候補」を選出しなくてもよい。ただし立候補は可能とする。
- 4 「幹事」は、その在任中は「学年委員」「生活指導委員」に選出されない。

平成21年4月24日追加制定

23年4月23日<学年委員選出について>3項改正

26年4月19日<学年委員選出について>4項改正

<役員 of 幹事選出について>1項改正

27年4月18日<学年委員選出について>5項改正